

奈良市公報

第 1 9 6 号

平成 17 年 5 月 1 日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 総 務 課 長
印刷所 株式会社 京阪工技社

目 次

告 示

○ 住居番号の設定	1
○ 平成 17 年度近傍同種の住宅の家賃等	1
○ 徴収事務の委託	2
○ 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出	2
○ 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	2
○ 生活保護法の規定による医療機関の指定	2
○ 開発行為に関する工事の完了	2
○ 放置自転車等の保管	2
○ 開発行為に関する工事の完了	3
○ 包括外部監査契約の締結	3
○ 指定管理者の指定 (2 件)	3
○ 排水設備指定工事店の指定の取消し	4
○ 特定計量器の定期検査の実施	4
○ 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	5
○ 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	5
○ 平成 17 年度近傍同種の住宅の家賃等	6
○ 予防接種の実施の一部改正	6
○ 開発行為に関する工事の完了	6
○ 放置自転車等の保管	6
○ B C G 接種の実施	6
○ 放置自転車等の保管	7
○ 市立奈良病院市民会議設置要綱	7
○ 予防接種の実施の一部改正	7
○ 開発行為に関する工事の完了	8
○ 放置自転車等の保管 (2 件)	8
○ 放置自転車等の処分	8
○ 放置自転車等の保管	8
○ 結核指定医療機関の指定辞退	8
○ 結核指定医療機関の指定	9

○ 一般競争入札の実施	9
訓 令 甲	
○ 奈良市庁議規程の一部を改正する訓令	10
公 営 企 業	
○ 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定 (2 件)	10
教 育 委 員 会	
○ 定例教育委員会の開催	10
○ 学校教育法施行細則の一部を改正する規則	11
選 挙 管 理 委 員 会	
○ 奈良市議会議員増員選挙 (月ヶ瀬選挙区及び都祁選挙区) における選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日等	11
農 業 委 員 会	
○ 農地部会及び農政部会の部会委員の互選	11
○ 農地部会の招集	11

告 示

奈良市告示第 231 号

奈良市住居表示に関する条例 (昭和 42 年奈良市条例第 21 号) 第 3 条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第 3 条第 4 項の規定により告示します。

平成 17 年 4 月 4 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

次のとおり省略

(平成 17 年 4 月 4 日揭示済)

奈良市告示第 232 号

奈良市営住宅条例 (昭和 61 年奈良市条例第 14 号) 第 17 条第 3 項の平成 17 年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第 4 項の事業主体が定める数値 (利便性係数) を次のとおり公表します。

平成 17 年 4 月 4 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名 称	位 置	床面積 (㎡)	住宅番号等	近傍同種の 住宅の家賃 (円)	利便性係数
第 22 号市営社宅	奈良市蘭生町	31.5	1~ 20	7,900	0.6554
		31.5	21~ 36	7,700	0.6554
第 23 号市営社宅	奈良市針町	31.5	1~ 20	7,000	0.6573
		31.5	21~ 40	7,600	0.6573

(平成 17 年 4 月 4 日揭示済)

奈良市告示第 233号

地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 158条第 1 項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 17年 4月 4日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市二条大路南一丁目 1 番 30号 奈良市市街地開発株式会社 取締役社長 吉村 隼鷹	奈良市営西部会館駐車場使用料

2 委託の期間

平成 17年 4月 1日から平成 18年 3月 31日まで
(平成 17年 4月 4日揭示済)

奈良市告示第 234号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 50条の 2 の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 17年 4月 4日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
むくぼ医院	奈良市平松一丁目 31-24	棕棒医院	むくぼ医院	平成 17年 3月 31日

(平成 17年 4月 4日揭示済)

奈良市告示第 235号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 50条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 4月 4日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
福岡歯科学園前診療所	奈良市学園大和町五丁目 1 堀ビル 2 階	平成 17年 3月 31日

(平成 17年 4月 4日揭示済)

奈良市告示第 236号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 49条の規定により医療機関の指定をしましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 4月 4日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
西大寺プライマリーヘルスケアクリニック	奈良市西大寺栄町 3 - 15梅守第 2 ビル 3 F	平成 17年 4月 1日
高野眼科診療所	奈良市西御門町 13- 2 松田第 2 ビル 2 階	平成 17年 4月 1日
福岡歯科学園前診療所	奈良市学園大和町五丁目 1 堀ビル 2 階	平成 17年 4月 1日

(平成 17年 4月 4日揭示済)

奈良市告示第 237号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 4月 5日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 17年 1月 18日 奈良市指令都整開第 04A- 4 2号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 17年 4月 5日 第 924号

(2) 公共施設 平成 17年 4月 5日 第 395号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市大宮町四丁目 334番地の 1 の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市大宮町四丁目 334番地の 1

映光自動車株式会社 代表取締役 森 勝義

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市大宮町四丁目 334番地の 1 の一部

(平成 17年 4月 5日揭示済)

奈良市告示第 238号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 4月 5日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 4月 5日

- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める
条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定
する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を
除く。
- 6 引取時間
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認でき
るもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちく
ださい。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 2,000 円
イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は
無料）
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111 代表
(平成 17 年 4 月 5 日揭示済)

奈良市告示第 239 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の
規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次の
とおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備
部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17 年 4 月 6 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 許可の年月日及び番号
平成 17 年 3 月 22 日 奈良市指令都整開第 04A - 53 号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成 17 年 4 月 6 日 第 925 号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市須川町 774 番地の 3
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市須川町 778 番地
羽 坂 洋
(平成 17 年 4 月 6 日揭示済)

奈良市告示第 240 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1
項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した
ので、同条第 5 項の規定により告示します。

平成 17 年 4 月 6 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成 17 年 4 月 1 日

- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要
する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約に定めるところ
により算定した執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 岸 秀 隆
住所 奈良市鳥見町一丁目 4 番地の 15 号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要
する費用の支払方法
契約の定めるところによる。
(平成 17 年 4 月 6 日揭示済)

奈良市告示第 241 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3
項の規定により、奈良市総合福祉センターの指定管理者を
指定したので、次のとおり告示します。

平成 17 年 4 月 6 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市左京五丁目 3 番地の 1
奈良市総合福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条大路一丁目 9 番 10 号
社会福祉法人奈良市社会福祉協議会
会長 鍵 田 忠兵衛
- 3 指定管理者の指定の期間
平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 総合福祉センターの行う事業（障がい者の機能訓練
及び診療に関するものを除く。）の実施に関すること。
(2) 総合福祉センター（みどりの家歯科診療所及びみど
りの家はり・きゆう治療所を除く。）の利用承認及び
利用制限に関すること。
(3) 総合福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に
関すること。
(4) その他市長が定めること。
(平成 17 年 4 月 6 日揭示済)

奈良市告示第 242 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3
項の規定により、奈良市総合福祉センターの指定管理者を
指定したので、次のとおり告示します。

平成 17 年 4 月 6 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市左京五丁目 3 番地の 1
奈良市総合福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市二条町二丁目 9 番 2 号
社団法人奈良市歯科医師会
会長 福 岡 道 郎

- 3 指定管理者の指定の期間
平成 17年 4月 1日から平成 18年 3月 31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
みどりの家歯科診療所における歯科医療相談及び歯科診療に関すること。
(平成 17年 4月 6日揭示済)

奈良市告示第 243号

奈良市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則(昭和 51年奈良市規則第 11号)第 11条の規定により、次のとおり公示します。

平成 17年 4月 7日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 取消し年月日

- 平成 17年 4月 7日
- 2 指定工事店
指定番号 第 243号
店舗の所在地 北葛城郡広陵町みささぎ台 6 番 10号
会社名 株式会社 山本設備工業
代表者 代表取締役 山本 清
(平成 17年 4月 7日揭示済)

奈良市告示第 244号

計量法(平成 4 年法律第 51号)第 19条第 1 項の規定により特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21条第 2 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 4月 7日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

区 域	区 分	月 日(曜 日)	時 間	場 所
市内全域	電気式はかり	5月 9日(月)から 6月 10日(金)まで	午前 9 時 30分から 午後 4 時まで	電気式はかりの所在場所
	電気式はかり以外の特 定計量器	6月 13日(月)	午前 10時から正午まで 及び午後 1 時から午後 3 時まで	奈良県農業協同組合田原支店
		6月 14日(火)	午前 10時から正午まで 午後 1 時から午後 3 時 まで	柳生公民館 東部出張所
		6月 15日(水)	午前 10時から正午まで	南部公民館
			午後 1 時から午後 3 時 まで	春日公民館
		6月 16日(木)	午前 10時から正午まで	都跡公民館
			午後 1 時から午後 3 時 まで	伏見連絡所
		6月 17日(金)	午前 10時から正午まで 及び午後 1 時から午後 3 時まで	平城連絡所
		6月 20日(月)	午前 10時から正午まで 及び午後 1 時から午後 3 時まで	佐保小学校
		6月 21日(火)	午前 10時から正午まで 及び午後 1 時から午後 3 時まで	鼓阪小学校
		6月 22日(水)	午前 10時から正午まで 及び午後 1 時から午後 3 時まで	鶴舞小学校
		6月 23日(木)	午前 10時から正午まで 及び午後 1 時から午後 3 時まで	富雄中学校
	電気式はかり	6月 24日(金)	午前 9 時 30分から午後 4 時まで	電気式はかりの所在場所
	電気式はかり以外の特 定計量器	6月 27日(月)	午前 10時から正午まで 及び午後 1 時から午後 3 時まで	奈良県農業協同組合辰市出張所

		6 月 28 日 (火) から 6 月 30 日 (木) まで	午前 10 時から正午まで 及び午後 1 時から午後 3 時まで	奈良市ならまちセンター
	電気式はかり	7 月 1 日 (金)	午前 9 時 30 分から午後 4 時まで	電気式はかりの所在場所
	電気式はかり以外の特 定計量器	7 月 4 日 (月) から 7 月 8 日 (金) まで	午前 10 時から正午まで 及び午後 1 時から午後 3 時まで	奈良市計量検査所

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受検しなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までの間に奈良市計量検査所（奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号）において行う。

(平成 17 年 4 月 7 日 掲 示 済)

介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第 55 条の 2 の規定により告示します。

平成 17 年 4 月 8 日

奈良市告示第 245 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
ロイヤルハート支援センター	奈良市三条栄町 6 - 5 - 105	(所在地) 奈良市三条栄町 5 - 4 - 506	(所在地) 奈良市三条栄町 6 - 5 - 105	平成 17 年 4 月 1 日
社会福祉法人奈良市社会福祉協議会奈良事業所	奈良市三条大路一丁目 9 - 10	(名称) 社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	(名称) 社会福祉法人奈良市社会福祉協議会奈良事業所	平成 17 年 4 月 1 日
高の原りハビリテーション訪問看護ステーションあすか	奈良市押熊町 1278- 1	(所在地) 奈良市右京三丁目 22- 2	(所在地) 奈良市押熊町 1278- 1	平成 15 年 11 月 1 日
高の原りハビリセンターディサービスあすか	奈良市押熊町 1278- 1	(所在地) 奈良市右京三丁目 22- 2	(所在地) 奈良市押熊町 1278- 1	平成 15 年 6 月 1 日

(平成 17 年 4 月 8 日 掲 示 済)

のとおり指定しましたので、同法第 55 条の 2 の規定により告示します。

平成 17 年 4 月 8 日

奈良市告示第 246 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	開設者		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
ロイヤルハート支援センター	奈良市三条栄町 6 - 5 - 105	居宅介護支援事業	有限会社三九サービス	奈良市三条栄町 6 - 5 - 105	平成 17 年 4 月 1 日
社団法人奈良県看護協会立桜が丘訪問看護ステーション	奈良市七条二丁目 789	訪問看護	社団法人奈良県看護協会	橿原市四条町 288- 8	平成 17 年 4 月 1 日
社会福祉法人奈良市社会福祉協議会都祁事業所	奈良市蘭生町 1922 番地 8	訪問入浴介護、通所介護、居宅介護支援事業	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	奈良市三条大路一丁目 9 - 10	平成 17 年 4 月 1 日
浪花企画居宅介護	奈良市押熊町 1279	居宅介護支援事業	有限会社浪花企画	大阪府枚方市藤阪	平成 17 年 4 月 1 日

支援事業所	- 1 藤松ハイツ 102号	業	画	中町 4 - 8 - 401	
やすらぎ	奈良市五条町 162 - 2	居宅介護支援事 業	日本ホスピタル サポート有限会 社	奈良市六条町 109- 1	平成 17年 4月 5日

(平成 17年 4月 8日 揭示済)

奈良市告示第 247号

奈良市営住宅条例(昭和 61年奈良市条例第 14号)第 17
条第 3 項の平成 17年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第 4

項の事業主体が定める数値(利便性係数)を次のとおり公
表します。

平成 17年 4月 8日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名 称	位 置	床面積 (㎡)	住宅番号等	近傍同種の 住宅の家賃(円)	利便性係数
第 9 号市営住宅	奈良市東紀寺町三丁目	70.1	3 号棟	103,300	0.8110
		60.7	3 号棟	89,400	0.8110
		55.3	3 号棟	88,300	0.8182
		60.1	3 号棟	88,600	0.8110

(平成 17年 4月 8日 揭示済)

奈良市告示第 248号

平成 17年奈良市告示第 217号(予防接種の実施)の一部
を次のように改正する。

平成 17年 4月 8日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

次のよう省略

(平成 17年 4月 8日 揭示済)

奈良市告示第 249号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3 項の
規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次の
とおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備
部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 4月 8日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 16年 11月 15日 奈良市指令都整開第 04A- 35号

平成 17年 3月 29日 奈良市指令都整開第 04A- 35- 1
号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 17年 4月 8日 第 926号

(2) 公共施設 平成 17年 4月 8日 第 396号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市あやめ池南八丁目 915番地の 4 の一部及び 915
番地の 5 の一部並びに学園南二丁目 916番地の 1 の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市学園北一丁目 3 番 2 号

株式会社 住

代表取締役 鈴木 守

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市あやめ池南八丁目 915番地の 4 及び学園南二
丁目 916番地の 1 の各一部

(2) 下水道

奈良市あやめ池南八丁目 915番地の 4 の一部

(平成 17年 4月 8日 揭示済)

奈良市告示第 250号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈
良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止
区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保
管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 4月 8日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 4月 8日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 4月 8日 揭示済)

奈良市告示第 251号

結核予防法(昭和 26年法律第 96号)第 13条の規定によ
り B C G 予防接種を行うので、次のとおり公告します。

平成 17年 4月 8日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 予防接種の対象者の範囲

生後 3 箇月から生後 6 箇月に至るまでの間にある者

2 予防接種を行う期日及び場所

別紙のとおり

3 接種不適当者

- (1) 明らかな発熱 (37.5 以上) を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
- (2) 前回の予防接種で 2 日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- (6) 過去に結核患者との長期の接触がある者、その他結核感染の疑いのある者

5 料金

無料

6 その他

月ヶ瀬福祉センター及び都祁保健センターにおいて実施する日程については出生状況に応じて追加し、その都度「奈良しみんだより」にて周知をはかります。

不明な点については、奈良市市民生活部衛生課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成 17 年 4 月 8 日 掲 示 済)

奈良市告示第 252 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例 (昭和 59 年奈良市条例第 23 号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 4 月 11 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17 年 4 月 11 日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17 年 4 月 11 日 掲 示 済)

奈良市告示第 253 号

市立奈良病院運営市民会議設置要綱を次のように定める。

平成 17 年 4 月 12 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

市立奈良病院運営市民会議設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 市立奈良病院の運営等に関する協議を行い、もって地域の保健医療の向上及び福祉の増進に資するため、市立奈良病院運営市民会議 (以下「市民会議」という。) を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 市民会議は、市立奈良病院の運営その他市民会議において必要と認めた事項を所掌する。

(組織)

第 3 条 市民会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 医師又は医療関係者
- (4) 公認会計士
- (5) 市民から公募した者
- (6) 福祉団体関係者
- (7) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 市民会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 市民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 市民会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(部会)

第 6 条 市民会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、市長が委嘱する者及び市民会議の委員の中から会長が指名する者で構成する。

3 部会に部会長を置き、部会員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

(庶務)

第 7 条 市民会議の庶務は、市民生活部病院事業室において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成 17 年 4 月 12 日から施行する。

(平成 17 年 4 月 12 日 掲 示 済)

奈良市告示第 254 号

平成 17年奈良市告示第 217号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成 17年 4月 12日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

次のよう省略

（平成 17年 4月 12日揭示済）

奈良市告示第 255号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 4月 12日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 17年 3月 3日 奈良市指令都整開第 04A - 48号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成 17年 4月 12日 第 927号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市押熊町 1566番地の 1、1567番地の一部、1569番地の 1、1569番地の 2、1570番地の 1 及び 1571番地の 3

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

吹田市江坂町 1 丁目 22番 26号

株式会社 キリン堂

代表取締役 寺西 豊彦

（平成 17年 4月 12日揭示済）

奈良市告示第 256号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 4月 12日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 4月 12日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成 17年 4月 12日揭示済）

奈良市告示第 257号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 4月 13日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 4月 13日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成 17年 4月 13日揭示済）

奈良市告示第 258号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 10条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和 59年奈良市規則第 35号）第 5 条の規定により告示します。

平成 17年 4月 14日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 処分の根拠

移動日から 60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目 288- 1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成 17年 5月 2日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成 17年 1月 5日から同月 7日まで、同月 11日から同月 13日まで、同月 18日から同月 21日まで、同月 24日、同月 26日、同月 27日及び同月 31日

（平成 17年 4月 14日揭示済）

奈良市告示第 259号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 4月 14日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 4月 14日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成 17年 4月 14日揭示済）

奈良市告示第 260号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 4 月 14 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名 称	所 在 地	辞退年月日
八木医院	奈良市百楽園一丁目 9 - 20	平成 17 年 3 月 31 日
あしび薬局北町店	奈良市西大寺北町三丁 目 4 - 23	平成 17 年 4 月 2 日

(平成 17 年 4 月 14 日 揭示済)

奈良市告示第 261 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 4 月 14 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名 称	所 在 地	指定年月日
八木医院	奈良市百楽園一丁目 5 - 11	平成 17 年 4 月 1 日
奈良市立月ヶ瀬診療所	奈良市月ヶ瀬尾山 2790 番地	平成 17 年 4 月 1 日
奈良市立都祁診療所	奈良市都祁白石町 1084 番地	平成 17 年 4 月 1 日
あしび薬局北町店	奈良市西大寺北町一丁 目 6 - 10	平成 17 年 4 月 3 日

(平成 17 年 4 月 14 日 揭示済)

奈良市告示第 262 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号）第 2 条の規定により公告します。

平成 17 年 4 月 15 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 入札に付する事項

奈良市議会議員増員選挙ポスター掲示場製作・設置及び撤去業務委託（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17 年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分

（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定による経営事項審査（以下「経営」という。）の総合評定値に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成 17 年 4 月 20 日までは入札控室、同月 21 日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17 年 4 月 20 日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17年 4月 21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市財務部監理課工事入札係

電話 0742- 34- 4743

別表省略

(平成 17年 4月 15日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第 5 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 17年 4月 14日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市庁議規程の一部を改正する訓令

奈良市庁議規程（昭和 40年奈良市訓令甲第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「各部長」の次に「、保健所長」を加える。

附 則

この訓令は、平成 17年 4月 18日から施行する。

(平成 17年 4月 14日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 19号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 17年 4月 6 日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

名称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 辻中建設	代表取締役 辻 中 節	奈良県添上郡月ヶ 瀬村大字桃香野 115番地	平成 17年 3 月 23日
今章工務	今西 章郎	奈良県山辺郡都祁	平成 17年

店		村大字白石 92番 地	3 月 23日
---	--	----------------	---------

(平成 17年 4月 6 日揭示済)

奈良市水道局告示第 20号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 17年 4月 15日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

名称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
亀澤建設	亀澤 素明	奈良県添上郡月ヶ 瀬村尾山 23番地の 5	平成 17年 3 月 31日
株式会社 福西工務 店	代表取締役 福西信眞佐	奈良市針町 2652番 地の 2	平成 17年 4 月 7 日
株式会社 森下工務 店	代表取締役 森下 里子	奈良市都祁友田町 196- 3	平成 17年 4 月 7 日

(平成 17年 4月 15日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 8 号

平成 17年 4月 定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57年奈良市教育委員会規則第 12号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

平成 17年 4月 13日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 日時

平成 17年 4月 19日（火）

午前 10時から

2 場所

奈良市役所北棟 3 階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 課長（これに準ずる者を含む。）以上の異動について

(2) 奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について

(3) 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について

(4) 奈良市体育施設条例施行規則の一部改正について

(5) 奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則

の一部改正について

- (6) 奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について
- (7) 奈良市学校危機管理マニュアルについて
- (8) 平成 16 年度奈良市小中一貫教育推進委員会報告書について
- (9) 学校教育活動支援事業（スクールサポート）報告について
- (10) 平成 16 年度開かれた学校園づくりについて
- (11) 子ども交流事業について
- (12) 第 59 回奈良市民体育大会の開催について

議 事

- 議案第 1 号 教育委員長の選挙について
- 議案第 2 号 教育委員長職務代理者の指定について
- 議案第 3 号 奈良市高等学校等進学支度金支給要綱の一部改正について
- 議案第 4 号 平成 17 年度奈良市就学指導委員及び調査員の委嘱又は任命について

その他

- (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
傍聴受付は、開催日の午前 9 時から午前 9 時 50 分まで、定員 5 名になり次第締め切ります。
(平成 17 年 4 月 13 日揭示済)

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 4 月 14 日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第 10 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和 32 年奈良市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条中「、添上郡月ヶ瀬村、山辺郡都祁村」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 17 年 4 月 14 日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 29 号

平成 17 年 5 月 15 日執行予定の奈良市議会議員増員選挙（月ヶ瀬選挙区及び都祁選挙区）における選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日並びに縦覧に供する期間は、次のとおりです。

平成 17 年 4 月 5 日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

1 被登録資格の決定の基準となる日

平成 17 年 5 月 7 日

ただし、年齢については、平成 17 年 5 月 15 日

- 2 登録を行う日
平成 17 年 5 月 7 日
- 3 縦覧に供する期間
平成 17 年 5 月 8 日

(平成 17 年 4 月 5 日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 8 号

平成 17 年 4 月 6 日の奈良市農業委員会互選会において、奈良市農業委員会の農地部会及び農政部会の部会委員に次の者が互選されたので、奈良市農業委員会互選規程（昭和 32 年奈良市農業委員会告示第 6 号）第 16 条の規定により公告します。

平成 17 年 4 月 7 日

奈良市農業委員長 谷 村 秀 雄

農地部会委員

奈良市月ヶ瀬月瀬 330 番地	中 西 武比古
奈良市都祁馬場町 58 番地の 2	橋 詰 昭 美

農政部会委員

奈良市都祁白石町 281 番地	幸 田 正 司
奈良市荻町 459 番地の 1	中 井 榮 治
奈良市都祁吐山町 319 番地	山 口 泰 二
奈良市都祁小山戸町 164 番地	今 西 勉

(平成 17 年 4 月 7 日揭示済)

奈良市農業委員会告示第 9 号

奈良市農業委員会平成 17 年 4 月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和 32 年農業委員会告示第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 4 月 7 日

奈良市農業委員会
農地部会長 山 田 正 春
記

- 1 日時
平成 17 年 4 月 14 日（木）午前 9 時
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市役所 北棟 6 階 第 22 会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 20 条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 農地の競売に係る買受適格証明について
 - (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
 - (5) 農地法第 25 条第 2 項の規定による通知の受理について（小作契約変更分）
 - (6) 事業計画変更届出について

- (7) 水田利用転換届出について (3 月専決処理分)
- (8) 水田・畑地造成形質変更届出について (3 月専決処理分)
- (9) 知事許可について (3 月許可分)
- (10) 非農地証明について (3 月分)
(平成 17年 4 月 7 日揭示済)